

資料 3

施設等の維持管理に関する業務基準表

今治育成園

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容等	
保安警備業務	警備業務	巡回警備	巡回による点検 ・火災、盗難、及び 損壊行為の警備等	毎日1回以上
保守点検業務	浄化槽維持管理業務	浄化槽点検 ・分離接触ばっ気 方式(合併処理 槽)	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 並びに関係法令に 定める処理施設の 維持管理 ・清掃、水質検査等	点検：毎月1回以上 水質検査：毎月1回 以上 清掃：随時
	消防設備点検 業務	消防設備 (消火器具、スプ リンクラー設備、 自動火災報知設 備、ガス漏れ火災 警報設備、消防機 関へ通報する火 災報知設備、誘導 灯、自家発電設 備、蓄電池設備、 防火設備)	消防法第17条の3 の3の規定に基づ く消防設備点検 機器点検 総合点検	年2回 年1回
	空調設備保守 点検業務	空調設備等 本館・新館 (空冷式ヒート ポンプ、冷凍機、 ファンコイルユ ニット、ポンプ、 自動制御装置、蓄 熱槽、ビル用マル チエアコン室外 機、氷蓄熱ビル用 マルチ室外機、氷 蓄熱ユニット、ビ ル用マルチエア コン室内機)	通常点検(各設備の 数値の測定、点検) 定期点検(保安装置 の点検、機器本体の 清掃等)	通常点検：夏期・冬 期1回 定期点検：年1回
	一般用電気工 作物点検業務	受配電設備等 (180KVA, 6. 6KVA)	電気事業法第38条 に基づく点検 外観・観察点検、器 具による測定点検	月次点検は毎月1回 年次点検は毎年1回

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容等	
保守点検業務	業務用エアコン・冷凍冷蔵機器点検業務	フロン使用大型エアコン ・7.5KW以上50KW未満 2台 ・7.5KW未満 2台	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による機器点検 定期点検（7.5KW以上50KW未満のみ） 簡易点検（製品外観の目視点検）	3年に1回以上 1年に1回以上
		冷凍冷蔵庫（7.5KW未満） 10台	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による機器点検 簡易点検（製品外観の目視点検）	1年に1回以上
	受（高架）水槽設備点検	受水槽1基（8m ³ ） 1槽式・高架水槽 2基（3m ³ ・1m ³ ） 各1槽式	水道法第34条の2各号に係る清掃、施設点検	清掃・点検 毎年1回
清掃業務	清掃	施設清掃	施設内全て（一般清掃） ・玄関、トイレ、ロビー ・各部屋モップ掛け、掃除機掛け等 ・駐車場等屋外清掃 ・窓ガラス清掃	1人体制毎日 1人体制週1回程度 1人体制週1回程度 1人体制随時
植栽管理業務	植栽管理業務	植栽地管理	除草（人力）	年1回
		樹木管理	消毒（高木） 33本 消毒（低木） 72本 消毒（低木）451.44m ² 剪定（低木） 72本 刈込（低木）451.44m ² 灌水（高木） 33本 灌水（低木） 72本 灌水（低木）451.44m ²	年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 夏季随時 夏季随時 夏季随時

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容等	
廃棄物処理業務	廃棄物(ごみ)処理業務	施設の廃棄物	廃棄物処理 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律、今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同施行規則等を遵守)	週3回程度